

## 《目次》

- エッコロ共済制度の仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 共済事由が発生したら・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- エッコロ共済制度で使う用語の説明・・・・・・・・・・ 4
- ケア者保険について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 行事保険について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- エッコロ共済制度規約・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- エッコロ共済制度細則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- エッコロ講座について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- エッコロひろばについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- エッコロ共済制度 保障内容について・・・・・・・・・・ (各詳細 下記参照)

	事由コード	保障制度	ページ	
共同購入保障	A-1	共同購入品受取時の破損・盗難保障	6	
	A-2	共同購入品受取時の事故保障（入院・ケガ通院）	6	
	A-3	共同購入品受取時の対人・対物事故保障	6	
	A-4	共同購入に困難が生じたときのケア保障	6	
	A-5	拠点の運営にかかる費用の補助	7	
	A-6	班の維持費	7	
活動保障	B-1	組合員活動中の事故保障（入院・ケガ通院）	8	
	B-2	組合員活動中の対人・対物事故保障	8	
	B-3	組合員活動中の盗難・紛失保障	8	
	B-4	組合員活動時に組合員の私物を破損した場合の保障	8	
	B-5	車の乗合補助	8	
	B-6	組合員活動にかかる費用の補助	1 班会・委員会等の会場費	9
			2.組合員活動を支える家事ケア	9
			3.託児費	9
B-7	エッコロ講座	9		
B-8	エッコロひろば	9		
生活保障	C-1	加入者本人または加入者の家族の入院・在宅療養に伴うケア保障	10	
	C-2	加入者本人または加入者の家族が高齢の場合の家事ケア	10	
	C-3	加入者本人または加入者の家族が障害を持っている場合の家事ケア	10	
	C-4	加入者の子育てをサポートするケア	10	
	C-5	加入者及び加入者の家族の出産祝い	11	
	C-6	留守や緊急の場合のお助けケア	11	

## 【エッコロ共済制度の仕組み】

①加入手続き…エッコロ共済加入申し込み用紙を事務局へ提出します。

エッコロ共済制度 加入申込書

エッコロ共済制度は生活クラブが主たる組合員士のたすけあいしくみです。  
私達はすけあい制度の目的に賛同し、「エッコロ共済制度（掛金/100円）」に加入します。

加入申込日 年 月 日

支店： 山形 米沢 (〇で選んでください)

班名	
組合員コード	
組合員氏名	

〒992-0020 米沢市通町 6-16-57 生活クラブが主たる生活協同組合  
☎0238-23-7232 Fax0238-23-4130  
受付担当書名： 印

事務局 ☎0238-23-7232 にお電話ください。配達時にお渡しします。

②掛金…月額 100 円です。共同購入代金と一緒に引き落とします。



③効力の開始…加入手続きと同時に効力が発生します。



④効力の失効…共済掛け金の払い込みが 3 回以上連続して確認できなかった場合、効力が失効します。失効中は給付対象外となります。ただし、払い込みが確認された場合は翌月分から効力が再発生します。



掛け金を3か月滞納すると効力失効になります。

⑤給付金…給付金は共同購入代金と相殺されます。



請求書にマイナス計上で記載されます

⑥ケア中の保障…ケア中の保障はケア者保険で保障されます。組合員活動中に事故等が発生した場合は、行事保険で保障されます。

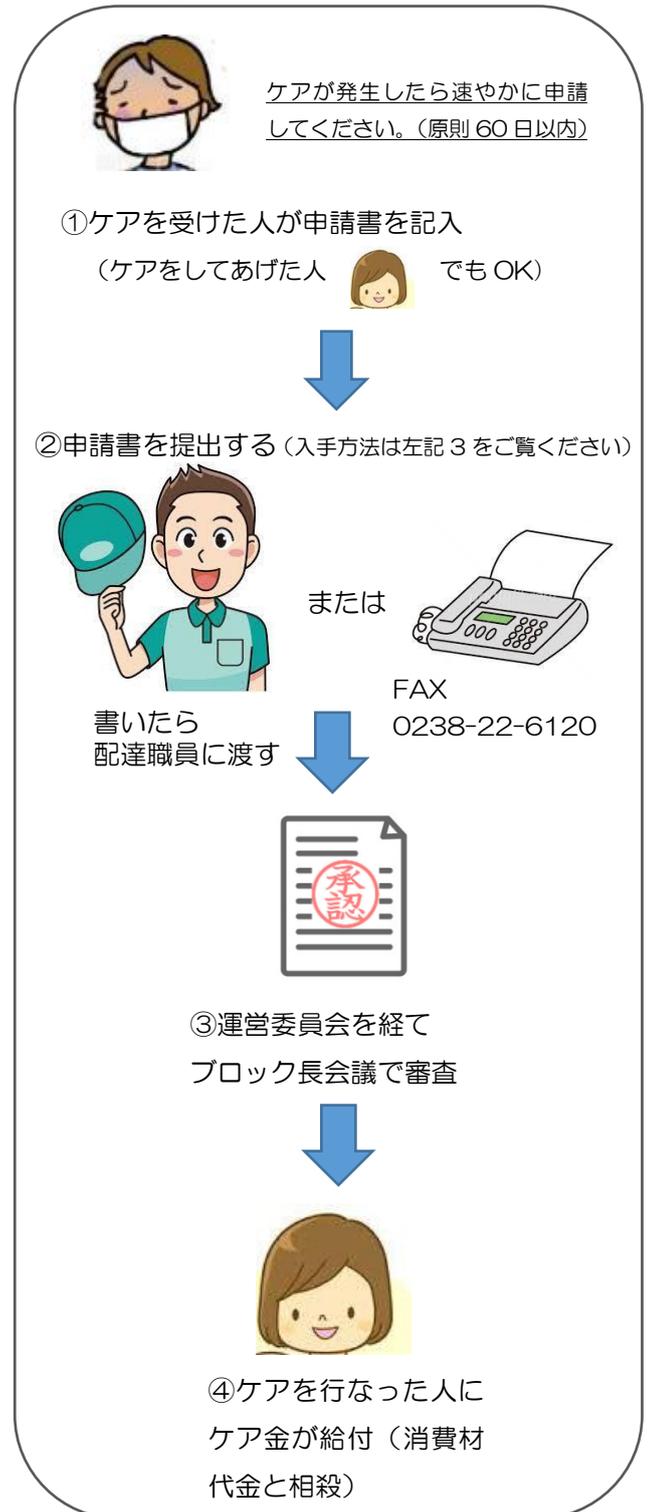


安心してケアできます

## 【共済事由が発生したら】

1. 困りごとが発生したら、自分の知り合いの組合員またはエコロコーディネーター（松本由美子 ☎090-2277-1121）にケアをお願いします。（組合員以外の方はエコロ制度のケア金の給付対象にはなりません）
2. ケアを受けた人が申請を行います。（ケアをしてあげた人でも OK）
3. 申請用紙に記入します。申請用紙の入手方法は以下4通りあります。
  - ① 本部センター（0238-23-7232）に電話をし、申請用紙を取り寄せる。
  - ② 配達の際、職員に用紙をもらう。
  - ③ 生活クラブやまがたのホームページからダウンロードする。
4. 申請書を提出します。配達時に職員に手渡しまたはファックス（本部センター0238-22-6120）してください。
5. 給付までの流れ
  - ① 給付される金額はケアをした人に給付されるケア金と、本人に給付される共済金があります。
  - ② 給付の時期は前月 20 日までに事務局で受理された分が、当月の運営委員会で審査され、ブロック長会議での承認を経て、翌月の共同購入代金と相殺されます。
6. 給付金の限度枠
  - ① 1 申請ごとに 5 万円を限度としています。なお、1 申請とは 1 回ごとの申請を言います。
  - ② 加入者 1 人に対する年間総利用限度額は 10 万円とします。
  - どの事由に当てはまるかわからない時は事務局までお問い合わせください（☎0238-23-7232）
  - エッコロ共済の他「行事保険」「ケア者保険」での保障があります。事故が発生した場合も速やかに本部センターまでご連絡ください。

## 給付の大まかな流れ 例えは・・・



## 【エコロ共済制度で使う用語の説明】

**エコロ**…イタリア語で「はい、どうぞ」という意味。「ちょっとお願い」「はいどうぞ」の関係を広げるための仕組みということでエコロ共済制度と名付けられました。

**ケア**…今、困っている人へのほんのちょっとしたお手伝い。専門的な介護や看護等は含まず家事援助の範囲。（例えば…子供の世話、子守りなど。炊事・掃除・買い物・幼稚園の送迎・留守番・弁当作りなどの家事支援です。）組合員同士であっても、家族間のケアは対象外です。

**ケア者**…お手伝いする人。エコロ共済制度加入者であれば誰でもなれます。

**ケア金**…「お互いさまの助けあい」が成立したことに對して、ケア者に支払われるお金。共済加入者みんなからの気持ち。ケア金はケアした人（ケア者）に支払われ、共同購入代金と相殺給付をしています。加入者全員の掛け金の中から支払われるもので、個人のお礼金ではありません。（ケア利用の際は、毎月掛け金を出しているのので、利用料などの本人の負担はありません。）

**共済事由**…エコロ共済の制度内で保障される事柄。

**共同購入保障**…共同購入品の受取中の事故を保障するもの。また、共同購入品の受取を代行する保障。

**活動保障**…組合員活動を支援するための保障。組合員活動に必要な会場費や託児費用もこれに当たります。また、組合員活動中に起きた事故を制度内の可能な範囲で保障します。

**生活保障**…加入者が日常生活を円滑におくれるように支援する保障。また、日常生活に支障が生じたときに支援する保障。

**ケア者保険**…エコロ共済制度加入者が安心してエコロ共済のケアをしあえるように入者全員に行っている再保険。エコロ共済制度で定められているすべてのケアに適応されます。（詳細については5ページ）

**行事保険**…生活クラブ生協が組合員の活動中の事故に備える補償制度。生活クラブの企画や行事に参加した組合員や、組合員以外の方がケガをした時などに保険金が支払われたり、組合員に見舞金が出ます。（詳細については5ページ）

**家族の定義**…同居、別居を問わず、親・子・配偶者・祖父母・孫・兄弟姉妹および兄弟姉妹の配偶者。

## 【ケア者保険について～概要と使い方～】

### 1. ケア者保険とは

- (1) ケア者保険とは、生活クラブ生協が安心してエコロ共済のケアをしあえるように加入者全員に行っている再保険（エコロ共済がケア者保険制度に加入契約を行い、ケア者保険が下記の保障を引き受けること）です。エコロ共済制度で定められているすべてのケアに適応されます。
- (2) ケア者保険は、行事保険に優先して適用していきます。

### 2. 補償内容

- (1) 傷害保険…ケア者がケア活動中（お出かけから帰宅まで）に事故にあった場合支払われます。

#### I. 保険金

- (ア) 死亡・後遺障害保険金額…300万円
- (イ) 入院保険金額（日額） …3000円（180日限度）
- (ウ) 通院保険金額（日額） …2000円（90日限度）

- (2) 賠償責任保険…ケア者がケア活動中の事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊した場合に支払われます。（ケアに組合員が自動車もしくはバイクを使用した場合の自動車事故の賠償保障は対象外です。）

#### I. 保険金

- |             |         |                      |
|-------------|---------|----------------------|
| (ア) 身体賠償    | 1 事故期間中 | 1 億円                 |
| (イ) 見舞金費用   | 1 事故    | 30 万円（30 日以内に死亡した場合） |
| (ウ) 事故対応費用  | 1 事故    | 30 万円×被害者数           |
| (エ) 示談交渉費用  | 1 事故    | 30 万円                |
| (オ) 財物賠償    | 1 事故期間中 | 1 億円                 |
| (カ) 管理財物    | 1 事故    | 1 億円                 |
| (キ) 人格権侵害賠償 | 1 事故    | 30 万円                |
| (ク) 生産物賠償   | 1 事故    | 1 億円                 |

\*免責 5000 円 ただし生産物賠償はゼロ

- (3) 事故発生報告…事故が発生したら、直ちに本部センターへ連絡をしてください（0238-23-7232）

---

## 【行事保険について～概要と使い方～】

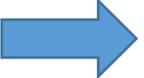
1. 行事保険とは…組合員が安心して主催者としての企画活動や、諸活動に参加できるように、エコロ共済の掛け金の一部を活用し、行事保険に入っています。行事保険は企画や行事に参加した組合員や組合員以外の人がケガをした時などに保険金が支払われたり、組合員に見舞金が出ます。

### 2. 保障内容

- |      |                |              |                    |
|------|----------------|--------------|--------------------|
| 死亡   | …500万円         | 対人賠償 1 名     | …3000万円（1 事故 1 億円） |
| 入院日額 | …3000円（180日まで） | 対物賠償 1 事故    | …1000万円            |
| 通院日額 | …2000円（90日まで）  | 預かりもの賠償 1 事故 | …500万円（通算 500万円）   |

3. 事故発生報告…事故が発生したら、直ちに本部センターへ連絡をしてください（0238-23-7232）

A-共同購入保障 エッコロ共済制度保障内容（改定版）＊下線部分が前回より変更された箇所です。

申請書の必要な方  本部センターへ電話（0238-23-7232）

区分		【保障内容】	【補足】	【必要添付書類】
A-1	共同購入品受取時の破損、盗難保障	1. 加入者の受取消費材破損、および盗難実額（5万円限度）	① 荷受け場所から自宅に持ち帰るまでの破損・盗難が対象です。 ② 紛失は対象外です。 ③ 配達日の被害が対象です	・ 配達明細表
A-2	共同購入品受取時の事故保障 【入院・ケガ通院】	1. <u>加入者本人、および家族が共同購入品受取時に不慮の事故で負傷し、入院またはケガ通院した時の治療費（上限5万円）と、ケアに対する保障。</u> 2. <u>見舞金5千円</u>	① 同行している家族も保障範囲となります。 ② 荷受け場所から自宅までの道中。（寄り道は対象外） ③ 自動車・バイク事故は対象外です。	・ 医療機関発行の治療費領収書（コピー可） ・ 入院を証明するもの（氏名・入院期間・医療機関が明記されているもの。（コピー可）
A-3	共同購入品受取時の対人・対物事故保障	1. 加入者の責任で共同購入品受取時に対人・対物事故で賠償責任が生じたときの保障。 2. 治療費・修理費・新規購入費（上限5万円）	① 申請は賠償責任が生じた共済加入者が行います。 ② 同行した家族による事故も対象です。 ③ 自動車・バイク事故は対象外です。 ④ 荷受け場所から自宅までの道中。（寄り道は対象外）	・ 対人の場合は医療機関発行の治療費領収書（コピー可） ・ 対物の場合は現物の写真と修理費明細書、もしくは新規購入費領収書（コピー可）
A-4	共同購入に困難が生じたときのケア保障	1. 消費材のお届け（1 ケア 300 円） 2. <u>消費材の預かり（1泊以上につき1ケア 200 円）</u> 3. <u>OCR記入代行（1回200円）</u>	① <u>共同購入品の預かり・お届けは複数人でやった場合それぞれにケア金が給付されます。</u> ② 「 <u>預かり</u> 」と「 <u>お届け</u> 」は1回の事由につき1ケアまで。（例①：○月○日の配達で、1泊預かってもらって翌日届けてもらった→お届けか預かりどちらか一方の申請にしてください。例②：○月○日の配達日に旅行に行って留守だったため3泊預かってもらった→1回の事由として1ケアの申請をしてください。）	・ 特になし

申請書の必要な方



本部センターへ電話（0238-23-7232）

区分		【保障内容】	【補足】	【必要添付書類】
A-5	拠点の運営にかかる費用の補助	1. <u>拠点の定義を基に運営・活動にかかる費用（水道光熱費）を補助します。</u> 2.	① <u>費用について申請内容と金額はその都度精査します。</u>	・ 領収書など
A-6	<u>班の維持費</u>	1. <u>班を維持するために必要な費用を補助します。</u>	① <u>班維持費・・・班会開催時に班人数×100円を補助します。この場合、班員全員の加入が条件となります。（班に所属する休眠者は除く）</u> ② 備品等の補助・・・荷受け場所の環境整備等に必要な備品を購入した際の補助 ③ <u>①、②とも費用について申請内容と金額はその都度精査します。</u>	・ なし

申請書の必要な方  本部センターへ電話（0238-23-7232）

区分	【保障内容】	【補足】	【必要添付書類】
B-1	<p><u>組合員活動中の事故保障（入院・ケガ通院）</u></p> <p>1. <u>加入者本人、および家族が組合員活動中に不慮の事故で負傷し、入院またはケガ通院した時の治療費（上限 5 万円）と、ケアに対する保障。</u></p> <p>2. <u>見舞金5千円</u></p>	<p>① 同行した家族による事故も対象です。</p> <p>② 本人の居住する住居内での事故も対象です。</p> <p>③ 行き帰りも含みますが寄り道は対象外です。</p> <p>④ 自動車・バイク事故は対象外です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関発行の治療費領収書（コピー可）</li> <li>入院を証明するもの（氏名・入院期間・医療機関が明記されているもの。コピー可）</li> </ul>
B-2	<p>組合員の活動中の対人・対物事故保障</p> <p>1. 加入者が活動中、およびケア中に対人・対物事故で賠償責任が生じたときの保障。</p> <p>2. 治療費・修理費・新規購入費（上限5万円）</p>	<p>① 申請は賠償責任が生じた加入者がおこないます。</p> <p>② 同行した家族による事故も対象です。</p> <p>③ 自動車・バイク事故は対象外です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対人の場合は治療費請求書</li> <li>事故証明書（大きな事故の場合は警察署発行のもの）</li> <li>対物の場合は現物の写真と修理費明細書、もしくは新規購入費領収書（コピー可）</li> </ul>
B-3	<p>組合員の活動中の盗難・紛失保障</p> <p>1. 加入者が組合員活動中に、運営費・活動費などの現金や個人所有物の盗難・紛失にあったときの保障。（個人所有の現金は対象となりません）</p> <p>2. 上限5万円まで</p>	<p>① 事故発生後、すみやかに警察に届け出てください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察署の盗難受理番号</li> </ul>
B-4	<p>活動時、組合員の私物を使い破損した場合の保障</p> <p>1. <u>活動に使用した組合員の私物を破損した場合の保障。修理費・新規購入費（上限5万円）</u></p>	<p>① 大試食会の時のホットプレートなどが対象です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>破損した現物の写真と修理費明細書、もしくは新規購入費領収書（コピー可）</li> </ul>
B-5	<p>車の乗合補助</p> <p>1. 活動に参加する際の車の乗り合わせに対するの保障。</p> <p>2. 15 キロまで 300 円。それ以上は 1 キロ 10 円で加算。</p> <p>3. <u>行き帰りセットで1事由となります。</u></p>	<p>① 複数人が乗り合わせた場合でも、1 回につき 15 キロまで 300 円です。</p> <p>② 「行き」と「帰り」が違うケア者の場合は別々に申請できます。</p> <p>③ <u>組合員の家族に乗せてもらった場合も、組合員と同様と見なし申請の対象者とします。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>

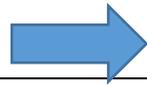
申請書の必要な方  本部センターへ電話（0238-23-7232）

区分		【保障内容】	【補足】	【必要添付書類】
B-6	組合員活動にかか る費用の補助	1. 班会・運営委員会活動の会場費(実費)	① <u>会場の定義は公共・民間の施設、および拠点に限ります。 (自宅で班会を開催した場合は該当しません。)</u>	
		2. 組合員活動を支えるための家族の世話、家事ケアなどに対するの保障。1ケアおよそ600円/2時間まで。	① 主なケア内容は炊事・掃除・買い物・お弁当作り・病院への送迎・幼稚園の送迎などです。	
		3. 託児費	① <u>幼稚園・保育園の延長保育料も対象となります。</u> ② <u>託児の対象は小学6年生までです。(エコロ講座・エコロひろば・各委員会主催イベント時など)</u> ③ <u>組合員が託児者の場合、1時間700円のケア金となります。</u>	託児に関するものは領収書
			④ <u>組合員活動が長時間に及ぶときは(東京へ出張、まつりなど)1ケア2時間を目安としてかかった時間分を保障します。(子どもの人数は考慮せず1人でも2人でも1ケア2時間600円の支給です。)</u>	
B-7	エコロ講座	1. 1講座につき5000円。 2. 託児についてはB-6の③が適用になります。 3. 会場費についてはB-6の①が適用になります。		
B-8	エコロひろば	1. 1団体5000円の活動費の補助があります。 2. ②エコロ講座を3回開催することができます。		・ 年度末(3月)に活動報告書を記入・提出します。

申請書の必要な方  本部センターへ電話（0238-23-7232）

区分		【保障内容】	【補足】	【必要添付書類】
C-1	<u>加入者本人または加入者の家族の入院・在宅療養に伴うケア保障</u>	1. 加入者本人または加入者の家族が事故・病気で入院・療養したときのケアに対する保障。 2. 1 ケア 600 円(2 時間まで)	① ケアの内容については、依頼者とケア者で確認してください。 ② 主なケア内容は炊事・掃除・買い物・お弁当作り・病院への送迎・幼稚園の送迎などです。 ③ 流産・切迫流産・切迫早産・帝王切開も対象です。 ④ 組合員同士でも家族間のケアは対象外です。	・ 特になし
C-2	<u>加入者本人または加入者の家族が高齢の場合の家事ケア</u>	1. 加入者本人または加入者の家族が高齢の場合の日常的な家事ケア。 2. 1 ケア 600 円(2 時間まで) 3. ケアの内容は家事援助などで、介護など専門的なことは含まれません。	① ケアの内容については、依頼者とケア者で確認してください。 ② 主なケア内容は炊事・掃除・買い物・お弁当作り・病院への送迎・幼稚園の送迎などです。 ③ <u>また加入者のリフレッシュのためのケアも保障します。(月1回程度)</u> ④ 組合員同士でも家族間のケアは対象外です。	・ 特になし
C-3	<u>加入者本人または加入者の家族が障害を持っている場合の家事ケア</u>	1. 加入者本人または加入者の家族が障害を持っている場合の日常的な家事ケア。 2. 1 ケア 600 円(2 時間まで) 3. ケアの内容は家事援助などで、医療行為など専門的なことは含まれません。	① ケアの内容については、依頼者とケア者で確認してください。 ② 主なケア内容は炊事・掃除・買い物・お弁当作り・病院への送迎・幼稚園の送迎などです。 ③ <u>また加入者のリフレッシュのためのケアも保障します。(月1回程度)</u> ④ 組合員同士でも家族間のケアは対象外です。	・ 特になし
C-4	<u>加入者の子育てをサポートするケア</u>	1. 加入者の子育て中に必要なサポートを保障します。 2. 1 ケア 600 円(2 時間まで) 3. ケアの内容は家事援助などで、医療行為など専門的なことは含まれません。	① ケアの内容については、依頼者とケア者で確認してください。 ② 主なケア内容は炊事・掃除・買い物・お弁当作り・病院への送迎・幼稚園の送迎などです。 ③ <u>また加入者の育児中のリフレッシュのためのケアも保障します。(月1回程度)</u> ④ 組合員同士でも家族間のケアは対象外です。	・ 特になし

申請書の必要な方



本部センターへ電話（0238-23-7232）

区分		【保障内容】	【補足】	【必要添付書類】
C-5	加入者及び加入者の家族の出産祝い	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>加入者の家族にお子さんが誕生した場合のお祝い。（同居に限る）</u></li> <li>2. 石けん運動を広めるために、ビギナー用石けんセットをプレゼントします。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 出産後、速やかに申請してください。</li> </ol>	・ 特になし
C-6	留守や緊急の場合のお助けケア	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 予想外の出来事により、家事サポートが必要になった場合のケア保障です。</li> <li>2. 1 ケア 600 円(2 時間まで)</li> <li>3. 急な仕事、葬儀、事故、<u>など。（日常的な残業などは対象となりません。）</u></li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>② ケアの内容については、依頼者とケア者で確認してください。</li> <li>③ 主なケア内容は炊事・掃除・買い物・お弁当作り・病院への送迎・幼稚園の送迎などです。組合員同士でも家族間のケアは対象外です。</li> </ol>	・ 特になし

# エコロ共済制度規約

## 第一章 総 則

(目 的)

第1条 エッコロ共済制度（以下共済という）は生活クラブやまがた生活協同組合（以下生協という）の組合員が地域における相互扶助の機能を高めるために、たすけあいのしくみをつくり、第2条に掲げる活動内容を行なうことを目的とします。

(保障内容)

第2条 生協は加入者から掛金を受取り、共済期間中に発生した以下の事由に対して保障を行うものとします。

### 1. 共同購入保障

- (1) 共同購入品受取時の破損・盗難保障
- (2) 共同購入品受取時の事故保障（入院・ケガ通院）＊同行した家族も含む
- (3) 共同購入品受取時の対人・対物事故保障
- (4) 共同購入に困難が生じた時のケア保障
- (5) 拠点の運営にかかる費用の補助
- (6) 班の維持費

### 2. 活動保障

- (1) 組合員活動中の事故保障（入院・ケガ通院）＊同行した家族も含む
- (2) 組合員活動中の対人・対物事故保障
- (3) 組合員活動中の盗難・紛失保障
- (4) 組合員活動時に組合員の私物を破損した場合の保障
- (5) 車の乗合い補助
- (6) 組合員活動にかかる費用の補助
- (7) エッコロ講座の補助
- (8) エッコロひろばの補助

### 3. 生活保障

- (1) 加入者本人または加入者の家族の入院・在宅療養に伴うケア
- (2) 加入者本人または加入者の家族が高齢の場合の家事ケア
- (3) 加入者本人または加入者の家族が障がいをもっている場合の家事ケア
- (4) 加入者の子育てをサポートするケア
- (5) 加入者及び加入者の家族の出産祝い
- (6) 留守や緊急の場合のお助けケア

(たすけあい委員会の設置)

第3条 共済制度の自律的かつ円滑な運営を図るために「たすけあい委員会」を設置します。

(たすけあい委員会の議決事項)

第4条 「たすけあい委員会」は生協の総代会・理事会の決定に基づき次の事項を議決します。

- (1) 共済事由発生の処理に関する事項
- (2) 共済制度内容の検討に関する事項
- (3) 共済事業案の策定に関する事項
- (4) その他共済制度運営上必要とされる事項

## 第二章 共済契約

(加入者の範囲)

第5条 加入者とは加入者本人とし、加入者になることができるものは生協の組合員とします。

(加入手続き)

第6条 生協に申請し、生協の受理をもってします。

(掛金および払込方法)

第7条 共済掛金は月額100円とし、毎月、生協の指定する日に生協に払い込むものとします。

2. 共済掛金の払込方法は、別に定める細則によります。

(効力の開始)

第8条 共済効力の開始は加入手続き時よりとします。

(効力の失効)

第9条 共済掛金の払い込みが3回以上連続して確認できなかった場合、効力が失効します。但し、払い込みが確認された場合は、翌月分から効力が再発生するものとします。

(共済金の受取人)

第10条 共済金の受取人は加入者本人及びケア者とします。

(共済期間)

第11条 共済期間は4月1日から翌年の3月31日までとします。本人の申出がない限り継続しますが、解約は随時できるものとします。

2. 解約方法は別に定める細則によります。

(契約の変更)

第 1 2 条 加入者は共済契約の成立後、次の変更が生じた時は、遅滞なく生協に届け出るものとします。

- (1) 加入者の氏名の変更
- (2) 加入者の住所の変更

(契約の消滅)

第 1 3 条 共済契約は加入者が生協を脱退した時、または死亡した時消滅します。

### 第三章 共済金の支払い

(事由発生の報告)

第 1 4 条 加入者またはその家族は共済事由が発生した時は、速やかに事由発生状況を生協に報告し、所定の手続きをとるものとします。

(共済金の支払い請求)

第 1 5 条 加入者は共済事由が発生した時、その発生日から 60 日以内に支払請求書と申請に必要な添付書類を提出し、共済金の支払いを請求するものとします。

(共済金の支払い)

第 1 6 条 共済金は事由内容を規約及び細則にそってたすけあい委員会が審査し、原則として共同購入代金の引き落としと相殺の形をとるものとします。

(時効)

第 1 7 条 共済金の受取人が共済金の請求手続を事由発生から 2 年間怠った時、生協は共済金の支払い義務を免れます。

(調整)

第 1 8 条 共済金の支払いに関し、生協と受取人の間に疑義を生じた時は、たすけあい委員会において調整するものとします。

(割戻金)

第 1 9 条 毎年 3 月 31 日で決算を行い、剰余金が出れば割戻金として加入者に対して返戻することがあります。その時の割戻率は総代会で決定します。

### 第四章 共済の実施方法

(業務委託)

第 2 0 条 生協は共済活動を行うため、他団体に活動業務を委託することができるものとします。

(細 則)

第 2 1 条 生協はこの規約に定めるものの他、共済活動のための手続き、その他の業務の執行に必要な事項は、別に定める細則に基づいて活動するものとします。

(附 則)

- 第 2 2 条 この規約は 2014 年 7 月 1 日から施行するものとします。
2. この規約は 2017 年 7 月 28 日から施行するものとします。
  2. この規約の改廃は、生協の理事会において行うものとします。

## エコロ共済制度細則

(総 則)

第 1 条 共済制度規約（以下「規約」という）第 21 条に基づき、共済制度の執行に必要な事項はこの定めによるものとします。

(家族の定義)

第 2 条 規約に規定する「家族」とは同居・別居を問わず、親・子・配偶者・祖父母・孫・兄弟姉妹および兄弟姉妹の配偶者とします。

(事故の定義)

第 3 条 規約に規定する「事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故をいい、外因による事故の範囲は以下の通りとします。

- (1) 交通事故
- (2) 不慮の中毒
- (3) 不慮の墜落
- (4) 天災
- (5) 火災及び火焰による不慮の事故
- (6) 不慮の溺沈
- (7) 不慮の打撲
- (8) その他たすけあい委員会が認めたもの

(入院の定義)

第 4 条 規約に規定する「入院」とは、医師の診断より治療が必要であり、かつ自宅での治療が困難なため、病院または診療所に入り、継続して常に医師の管理下において治療に専念することが必要であるとされた時とします。

2. 「病院」とは医師法に定める病院または診療所とします。但し、柔道整復師法に定める施術所等は病院に準ずるものとします。
3. 加入者が入院後、病院を変更し別の病院へ移動した場合は継続して入院したものとします。

(在宅療養の定義)

第 1 条 「在宅療養」とは家庭において治療に専念する必要がある、かつ日常生活に支障を生じた状態とします。

(共済期間をまたがる事由の取り扱い)

第 2 条 事由が共済期間をまたがって継続した場合、その事由は前年の共済期間に通算するものとします。

(組合員活動の定義)

第3条 規約に規定する「組合員活動」とは、組合員拡大行動、各種資料及びチラシ配布、組合員の各種委員会・集会、イベント、エコロひろば、共同購入品授受及び、集金・支払い行動などとし、組合員に同行している家族も含まれます。また、留守番している未就学児童を含まれます。

(共済掛金の払い込み方法)

第4条 規約第7条の共済掛金の払い込み方法は、毎月度の共同購入代金の支払いと同一の方法で振り込むものとします。

(解約方法)

第5条 規約第11条の2. で規定する解約方法は、所定の解約届けを提出することとします。  
2. 解約の申し出がない場合は、共済契約はさらに1年間継続するものとします。

(保障内容)

第10条 規約第2条に規定する「共済期間中に発生した各事由に対する保障内容」及び規約第14条に規定する「支払い請求に必要な提出書類」は「エコロ共済ガイド」に記載します。

(ケア及びケア者の定義)

第11条 「ケア」とは、日常生活を円滑にするために支援することをいい、ケア者とはそれを行う者をいいます。医療資格を必要とする看護や介護は、原則として含めないものとします。  
2. ケアの運用については、「エコロ共済ガイド」のケアマニュアルによって行うこととします。

(附 則)

第12条 この細則は2014年7月1日から施行するものとします。  
2. この細則は2017年7月28日から施行するものとします。  
3. この細則の改廃は生協の理事会において行うものとします。

## 【エコロ講座について】

生協活動が目指すのは地域づくりです。地域づくりとは結局のところ、「そこに住む人たちが知り合いになる」ということです。そうやって初めて、エコロ共済のテーマ、「困ったときはおたがいさま」の関係性が生まれます。エコロ講座はその最初の一步である「顔見知りの関係作り」を目的に、「食」「健康」「運動」「子育て」「介護」「趣味の手仕事」などの講座開催の補助を行います。



### 1. エコロ講座の目的

- ① 講座の開催をきっかけとして、地域に顔の見える関係を作り、おたがいさまのたすけあいを広げていきます。



- ② 組合員の暮らしをよりよく向上させるための、知恵と技術が学べる講座を開催します。

- ③ 子育てや介護などの悩みを一人で抱え込まず、同じ悩みを持つ組合員と集う場を作ります。



### 3. エコロ講座開催条件

- ① 企画の主催者…運営委員会・たすけあい委員会・その他委員会・エコロひろば
- ② 参加対象…エコロ共済加入者（当日加入可）
- ③ 企画申し込み方法…所定の企画書に必要事項を記入の上、たすけあい委員会に提出してください。  
\*組合員がエコロ講座を開催したい場合は、地区の運営委員会に相談して、一緒に企画を立案してください。

### 4. 補助金額

- ① 1講座につき5000円。（補助金を超えるものは、基本、参加者で負担）
- ② 託児についてはエコロ共済のB-6-③（組合員活動にかかる費用の補助—託児費）が使えます。
- ③ 会場費についてはB-6—①（組合員活動にかかる費用の補助—班会・委員会等の会場費）が使えます。

### 2. エコロ講座のメニューについて

- ① 特に決まったメニューを用意しません。組合員が何を学びたいと思い、どんな集まりを望んでいるか、見極めながら企画を立ててください。

## 【エコロひろばについて】

「生活」「文化」「健康」など、同じテーマに関心をもった仲間と活動を行うことにより、いきいきと豊かな生活を送ることを応援します。食べ物のことや健康のこと、子育てのことや地域情報など、いろいろな情報交換を通して組合員同士、仲良くなりましょう。「ちょっと困ったとき」にひろばのメンバー同士でエコロ共済のケアを利用しあうなど、お互いに気軽に助けあえる関係を広げていきましょう。

### 1. エッコロひろばってなあに？

- ① エッコロひろばはエコロ共済加入組合員の自主的なサークルです。
- ② 「生活・健康・文化」などをテーマとし、共通の関心のある人が集い、活動します。
- ③ メンバーは集まることのできる範囲を目安に、原則5名以上で登録します。

### 2. エッコロひろばを作るには？

- ① 登録が必要です。「ひろば登録用紙」に所定の事項を記入します。
- ② 登録できるメンバーは組合員でエコロ共済加入者です。
- ③ 申請書は運営委員会を通じて、たすけあい委員会に提出してください。
- ④ 年度ごとの登録です。活動を継続する場合は年度が替わったら改めて再登録してください。

### 3. エッコロひろばを作るとどうなるの？

- ① 1団体5000円の活動費の補助があります。
- ② 「エコロ講座」を開催することができます。(3回まで)
- ③ 年度末(3月)に活動報告書を記入・提出します。

### 4. たとえばこんな「エコロひろば」

- ① 子育て中のママたちが集まって、公民館で仲良く育児サークル。
- ② 食品添加物や農薬、遺伝子組換え作物など、いろいろ勉強したい。
- ③ 美容と健康のためにヨガ教室
- ④ 消費材の使いこなし術をみんなで研究
- ⑤ 家庭菜園のツボ・コツについて情報交換
- ⑥ 梅干しや味噌、ジャムなど何でも手作り研究会
- ⑦ お家の中をスッキリ片づけ、断捨離クラブ
- ⑧ みんなでやれば挫折しない！ダイエットサークル

## エコロ申請書①

生活クラブやまがた生活協同組合  
たすけあい委員会 宛

支部名 (○をつける) 米沢 ・ 山形	班名 (個配の方は居住市域を記載してください)	申請者氏名 <div style="text-align: right;">印</div>	生年月日 年 月 日
		組合員コード	☎

《事由報告》

発生日時	年 月 日 時頃																				
被害内容 (✓を入れる)	<input type="checkbox"/> 盗難 ・ <input type="checkbox"/> 破損 ・ <input type="checkbox"/> 汚染																				
保障該当者 (申請者以外の場合のみ記入)	電話番号																				
事故発生場所																					
事故発生時の状況																					
被害品目	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">品目名</th> <th style="width: 15%;">数量</th> <th style="width: 15%;">単価</th> <th style="width: 15%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	品目名	数量	単価	金額																
品目名	数量	単価	金額																		
被害金額合計	円																				

《添付書類》

◇ 配達明細表の添付

事務局受付日 年 月 日 受付者

申請者コース NO 地区 エコロ加入チェック  (□に✓を入れてください)

たすけあい委員会受理日 年 月 日

## エコロ申請書②

生活クラブやまがた生活協同組合  
たすけあい委員会 宛

支部名 (○をつける) 米沢 ・ 山形	班名 (個配の方は居住市域を記載してください)	申請者氏名	生年月日
		印	年 月 日
		組合員コード	☎

《事由報告》

発生日時	年 月 日 時頃
負傷者名	(本人でない場合 続柄 )
何をしている時に	
ケガの状況	

《請求書…治療費やケア金》

入院・在宅療養	入院 ・ 在宅療養 (○をつけてください)		
入院見舞金	5000 円 (入院の場合のみ)		
治療費	円		
ケアを受けたとき(1 ケア 600 円)			
日付	ケア金を受ける人	組合員コードまたは☎	内容
請求金額合計	円		

《添付書類》

- ◇ 医療機関発行の治療費領収書 (コピー可)
  - ◇ 入院を証明するもの (氏名・入院期間・医療機関が明記されているもの。コピー可)
- 事務局受付日 年 月 日 受付者 \_\_\_\_\_
- 申請者コース NO \_\_\_\_\_ 地区 \_\_\_\_\_ エッコロ加入チェック□ (□に✓を入れてください)
- たすけあい委員会受理日 年 月 日

【事由コード □A-3・□B-3 申請書 (□に✓を入れてください)】

申請日 年 月 日

### エコロ申請書③

生活クラブやまがた生活協同組合

たすけあい委員会 宛

支部名 (○をつける) 米沢 ・ 山形	班名 (個配の方は居住市域を記載してください)	申請者氏名	生年月日
		印	年 月 日
		組合員コード	☎

《事由報告》

発生日時	年 月 日 時頃		
事故発生場所			
事故の状況			
事故の原因			
(対人の場合) 被害者情報	被害者氏名	電話番号	組合員か否か
			<input type="checkbox"/> 組合員 <input type="checkbox"/> 組合員ではない
	住所		
	〒		
(対物の場合) 被害にあった物		被害金額	円

《請求書》

治療費 (実費)	円
修理費または新規購入費	円

《添付書類》

- ◇ 対人の場合は医療機関発行の治療費領収書 (コピー可)
- ◇ 対物の場合は現物の写真と修理費明細書、もしくは新規購入費領収書 (コピー可)
- ◇

事務局受付日 年 月 日 受付者

申請者コース NO 地区 エッコロ加入チェック□ (□に✓を入れてください)

たすけあい委員会受理日 年 月 日

エコロ申請書④

生活クラブやまがた生活協同組合  
たすけあい委員会 宛

【申請者】 ケア依頼者・ケア者のどちらかが記入してもよいです。

支部名 (○をつける) 米沢 ・ 山形	班名 (個配の方は居住市域を記載してください)	申請者氏名	生年月日
		印	年 月 日
		組合員コード	☎

《消費材のおとどけ》

日付	ケア金を受ける人	組合員コードまたは☎	ケア理由 (体調不良や留守にするためなど)
/			
/			
/			
/			
請求金額 @300円 × 回数		円	

《消費材の預かり》

日付	ケア金を受ける人	組合員コードまたは☎	ケア理由 (体調不良や留守にするためなど)
/			
/			
/			
/			
請求金額 @200円 × 回数		円	

《OCR 注文用紙の記入》

日付	ケア金を受ける人	組合員コードまたは☎	ケア理由 (体調不良や高齢のためなど)
/			
/			
/			
/			
請求金額 @200円 × 回数		円	

事務局受付日 年 月 日 受付者

申請者コース NO 地区 エコロ加入チェック  (  に ✓ を入れてください )

たすけあい委員会受理日 年 月 日

## エコロ申請書⑤

生活クラブやまがた生活協同組合  
たすけあい委員会 宛

【申請者】 ケア依頼者・ケア者のどちらかが記入してもよいです。

支部名 (○をつける) 米沢 ・ 山形	班名 (個配の方は居住市域を記載してください)	申請者氏名	生年月日
		印	年 月 日
		組合員コード	☎

【事由内容】 該当する事由に✓をつけてください

<input type="checkbox"/> B-6-2 組合員活動支えるための家事ケア <input type="checkbox"/> B-6-3 組合員活動支えるための託児ケア <input type="checkbox"/> C-1 加入者本人または家族の入院・在宅医療に伴うケア保障 <input type="checkbox"/> C-2 加入者本人または加入者の家族が高齢の場合の家事ケア	<input type="checkbox"/> C-3 加入者本人または加入者の家族が障がいを持っている場合の家事ケア <input type="checkbox"/> C-4 加入者の子育てをサポートするケア <input type="checkbox"/> C-6 留守や緊急の場合のお助けケア
--	--

《ケア報告》

日付	ケア金を受ける人	組合員コードまたは☎	ケアの内容
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
請求金額 @600円 × 回数		円	

事務局受付日 年 月 日 受付者

申請者コース NO 地区 エッコロ加入チェック  (□に✓を入れてください)

たすけあい委員会受理日 年 月 日

【事由コード C-5 加入者本人の出産祝い 申請書】

申請日 年 月 日

エコロ申請書⑥

生活クラブやまがた生活協同組合  
たすけあい委員会 宛

【申請者】

支部名 (○をつける) 米沢 ・ 山形	班名 (個配の方は居住市域を記載してください)	申請者氏名	生年月日
		印	年 月 日
		組合員コード	☎

《適応事由》

出産した方の氏名	電話番号
出産日	年 月 日
お子さんの名前	

事務局受付日 年 月 日 受付者

申請者コース NO 地区 エコロ加入チェック  (□に✓を入れてください)

たすけあい委員会受理日 年 月 日

【事由コード B-4 活動中の盗難・紛失事故 申請書】

申請日 年 月 日

エコロ申請書⑦

生活クラブやまがた生活協同組合

たすけあい委員会 宛

支部名 (○をつける) 米沢 ・ 山形	班名 (個配の方は居住市域を記載してください)	申請者氏名	生年月日
		印	年 月 日
		組合員コード	☎

《事由報告》

発生日時	年 月 日 時頃
事故発生場所	
活動の内容	
事故発生時の状況	
被害にあった物 (盗難・紛失・破損)	
被害金額	円 (相当)

《請求書》

給付申請額	円
証明者氏名 (活動の主催者)	

《添付書類》

- ◇ 盗難の場合、警察署の盗難受理番号
- ◇ 新規購入の場合は領収書 (コピー可)

事務局受付日 年 月 日 受付者

申請者コース NO 地区 エコロ加入チェック  (□に✓を入れてください)

たすけあい委員会受理日 年 月 日

## エコロ申請書⑧

生活クラブやまがた生活協同組合  
たすけあい委員会 宛

【申請者】運転者・同乗者のどちらかが記入してもよいです。

支部名 (○をつける) 米沢 ・ 山形	班名 (個配の方は居住市域を記載してください)	申請者氏名	生年月日
		印	年 月 日
		組合員コード	☎

《事由報告》

乗り合わせた日時	年 月 日 時頃						
どこからどこまで	～						
参加した活動内容							
運転者	組合員コード または ☎						
同乗した人の名前							
請求金額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">15 キロまで</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">300 円</td> </tr> <tr> <td>それ以上の走行 (1 キロ 10 円 km)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	15 キロまで	300 円	それ以上の走行 (1 キロ 10 円 km)	円	合計	円
15 キロまで	300 円						
それ以上の走行 (1 キロ 10 円 km)	円						
合計	円						

事務局受付日 年 月 日 受付者

申請者コース NO 地区 エコロ加入チェック  (  に ✓ を入れてください )

たすけあい委員会受理日 年 月 日

申請日 年 月 日

## エコロ申請書⑨

生活クラブやまがた生活協同組合  
たすけあい委員会 宛

支部名 (○をつける) 米沢 ・ 山形	班名 (個配の方は居住市域を記載してください)	申請者氏名		生年月日	
		印		年	月 日
		組合員コード			

《事由報告》

活動の主体 (✓を入れる)	<input type="checkbox"/> 班 <input type="checkbox"/> 運営委員会 <input type="checkbox"/> 専門委員会 <input type="checkbox"/> 拠点
申請内容	
請求金額	円

《添付書類》

- ◇ 会場費の申請はコミュニティセンター等の会場使用料明細書
- ◇ 班運営のために必要な備品を購入した場合はその領収書
- ◇ 託児を外部に委託した場合は請求書

事務局受付日 年 月 日 受付者

申請者コース NO 地区 エッコロ加入チェック  (□に✓を入れてください)

たすけあい委員会受理日 年 月 日

## エコロ申請書⑪-1 エコロひろば

ひろば名		テーマ	
実施責任者	支部 <input type="checkbox"/> 米沢      ・ <input type="checkbox"/> 山形	名前	
	地区・ブロック名	☎	
活動予定期間	月      ～      月	活動予定回数	
企画内容			
事務局受付日：      年      月      日		たすけあい委員会受理日：      年      月      日	
受付者：			